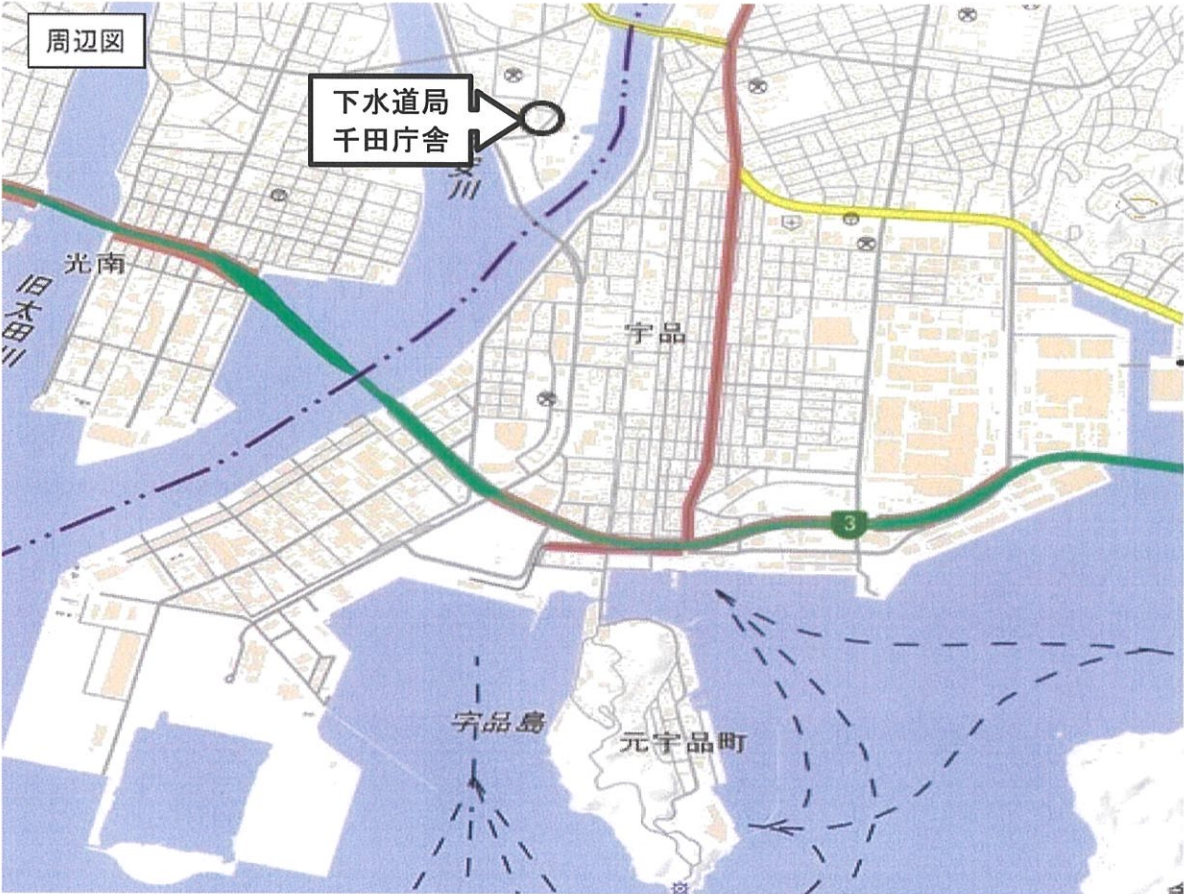


物件別仕様書

施設名称	所在地	種類	設置場所	貸付面積	設置台数
下水道局 千田庁舎	中区南千田東町 6 番 1 3 号	建物	庁舎 2 階	1.60㎡	1 台
〔施設所管課〕 下水道局管理部管理課 電話 0 8 2 - 2 4 1 - 8 2 5 9 住所 広島市中区南千田東町 6 番 1 3 号 〔留意事項〕 ○ 貸付期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 1 年間。 ○ 利用者の減少が明らかになった場合、借受人は「自動販売機設置に係る市有財産貸付契約約款第 1 9 条」の規定に基づき、契約を解約することができる。 ○ 上記事由により契約を解約した場合、本市は、契約解除翌日から貸付期間終了日までにあたる貸付料（月割り計算し、円未満端数は切捨て）を、借受人に返金する。 〔参考〕 ○ 施設の職員数：5 8 名 （令和 6 年 1 2 月 1 日現在） ○ 施設の開場時間：月曜日から金曜日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（土曜日、日曜日、8 月 6 日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日） ○ 施設の利用者数：不明 ○ 施設は令和 6 年 9 月 1 7 日に開所した。 ※ 記載している内容はあくまでも参考であり、本市が今後の自動販売機の売り上げや稼働率などを保証するものではない。					

〔貸付面積等〕	
貸付面積 (幅×奥行き)	備 考
1.60㎡ (1.60m × 1.00m)	・ 貸付面積には、回収ボックスの面積も含む。 ・ 幅及び奥行きは、概ねの寸法である。 ・ 回収ボックスは、施設所管課の指示する場所に設置するものとする。

自動販売機配置図



自動販売機配置図

